

訪問看護医療D X情報活用加算について

2024 年の診療報酬改定により、当ステーションは地方厚生局等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認により、利用者様の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

これにより訪問看護医療D X情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

令和 6 年 12 月 1 日より算定 （新）訪問看護医療D X情報活用加算（50 円）

本加算の施設基準に準じて、当ステーションでは下記の実施しております。

記

- ① レセプト電算処理システムで請求するレセプトデータをオンライン請求で使用するパソコンに取込み、オンライン請求を行う。
- ② オンライン資格確認を行う体制を有する。
- ③ オンライン資格確認等システムの活用により、利用者様の薬剤情報等を当ステーションで閲覧及び活用できる体制を整備する。
- ④ マイナ保険証利用を促進するなど、医療D Xを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組む。

以上

2024 年 11 月 11 日

あすなろ訪問看護ステーション

管理者 日出 さつき